

分担研究報告書

企業での風疹予防接種促進のための取組検討研究

研究分担者 堀 愛 筑波大学医学医療系  
福祉医療学分野 国際社会医学研究室 准教授

研究要旨

本研究の目的は、風疹第5期定期接種制度（以下、制度）の2022年からの3年間延長期間中に、1962-78年度生まれ男性（以下、対象者）の風疹抗体検査数を向上させるため、企業や健診機関で風疹対策を促進する要因・阻害する要因を明らかにすることである。具体的には、企業や健診機関を対象としたヒアリング調査と啓発資料の開発、そして全国の企業を対象とした質問票調査を行った。

ヒアリング調査の結果、①職場の健康診断や人間ドック（以下、健診）での風疹抗体検査実施の状況について、「2022年現在、実施数が少ない」ことが抽出された。②実施を阻害する要因については、「法定健診と異なり、職場の受診勧奨に法的根拠が乏しい」こと、「制度が複雑である」こと、さらに「企業や対象者に制度が周知されていない」ことが抽出された。③実施を促進する要因として、「風疹を事業継続のリスクととらえている」こと、「先天性風疹症候群を女性が就労する上で脅威とみなしている」ことが挙げられた。ヒアリング調査結果を踏まえ、企業や対象者向けの動画やリーフレットを啓発資料として作成した。

質問票調査では、全国の企業の風疹第5期定期接種の利用状況を明らかにした。2020年厚生労働省調査結果と同様に、健診での風疹抗体検査を行いたいと考える企業が7割以上であった一方で、中小企業では、大企業と比べて風疹第5期定期接種制度の認知度と実施割合ともに低かった。

本研究の成果から、現行の法的位置づけでは風疹抗体検査の受診勧奨に限界があること、制度の利便性と普及啓発に改善の余地があることが明らかとなった。希望するすべての対象者が風疹抗体検査を受けられるよう、行政が主導し、企業や健診機関の協力を得つつ、さらなる法整備や制度の利便性向上、および普及啓発を図る必要があると考えられた。

第一部

ヒアリング調査

A. 研究目的

風疹第5期定期接種制度（以下、制度）対象者は1962年度から78年度生まれ男性である。彼ら対象者の多くが勤労男性であり、労働安全衛生法にもとづいて年1回以上、職場の一般定期健康診断や人間ドック（以下、健診）が義務付けられている。40歳以上の健診項目は血液検査が必須であり、そのため、追加の針刺しなく、時間的な損失も少なく、健診で風疹抗体検査が受けられる利点は大きい。それにもかかわらず、健診での風疹抗体検査はクーポン券利用全体の28%と、医療機関での検査の半分以下にとどまっている（2019年6月から2021年7月まで）（引用文献1）。

本研究では、制度の2022年からの3年間延長期間中に、対象者である勤労世代男性の風疹抗体検査の検査数を向上させるため、企業や健診機関で風疹対策を促進する要因・阻害する要因を明らかにすることを研究目的とした。

B. 研究方法

調査対象として、産業医と健診医に機縁法により参加協力を依頼した。さらに、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会に所属する健診機関の風

疹抗体検査担当者に参加協力を依頼した。全国の健診機関9社、企業5社より参加を得た。対面、あるいはオンライン会議システムZoomを用いて、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング内容は、対象者の同意を得て録音・録画し、逐語録を作成した。

■調査項目

ヒアリング調査項目は、研究協力者として、大企業産業医（イオン株式会社 増田将史）、中小企業産業医（OHサポート株式会社 今井鉄平）、そして健診機関医（全日本労働福祉協会 主席研究員 長濱さつ絵）と共に連絡会を開催し、確定した。以下にヒアリング調査のインタビューガイドを示す。

（1）風疹抗体検査の実施状況

- ・風疹抗体検査実施者数／一般健診受診者数（特殊健診除く）
- ・2019年度分から3年間の推移（クーポン券有無別）
- ・（厚労省通達による全衛連調査項目）集合契約の参加状況、開始年月

（2）実施にあたって困っていること、制度改善の提案

- ・導入のとき何が大変でしたか。例) 健診機関と医療機関との金額の差異等
- ・職員、受診者の声。
- ・受診者がクーポン券忘れた場合の対応。
- ・ワクチン接種が必要な場合の結果の返し方。
- ・受診者が過去の受診履歴を忘れてしまう場合の対応。

### (3) 対象者への周知

- ・年齢・性別で対象者抽出の有無
- ・成人男性以外への周知の有無
- ・実際の案内文
- ・(厚労省通達による全衛連調査項目) 健診受診者様への風疹抗体検査の案内の有無
- ・(厚労省通達による全衛連調査項目) 予診票送付の有無

### (4) 広報の状況

- ・社内外への発信の有無
- ・事業場、健診会場、ポスター掲示
- ・ウェブサイト、記事、バナー、リンク
- ・広報誌の記事。
- ・(厚労省通達による全衛連調査項目) 制度の広報

### (5) 風疹対策の位置づけ

- ・経営方針、ビジョン、ミッションとの関連
- ・認証制度の取得状況：健康経営法人、くるみん、えるぼし、ユースエール
- ・SDGs、CSRとの関連づけの有無
- ・事業継続計画、感染症対策との関連付けの有無

### (6) 風疹以外の予防接種の取り組み

- ・新型コロナウイルス感染症予防接種
- ・季節性インフルエンザ予防接種

### (7) 本研究班の良好事例集

ウェブサイト掲載情報の概要説明、活用に向けての意見・要望  
掲載協力の可否

## ■統計解析

ヒアリング内容の逐語録より、解析ソフトウェア MAXQDA を用いてコーディングを行い、研究者2名で質的分析を行った。

### (倫理面への配慮)

「ヒアリング調査対象者への説明文」を調査対象者に提示し、調査で得られた情報は個人と会社名を特定できない形でしか発表されないこと、また調査の目的以外には利用しないことを対象者全員に伝えた。調査協力者には(辞退者を除く)筑波大学規程により謝金を支出した。本研究は、筑波大学医の倫理委員会の承認を得ている(承認番号 1804)。

## C. 研究結果

①健診での風疹抗体検査の実施状況、②実施を阻害する要因、そして③実施を促進する要因(良好事例)について以下の知見を得た。

① 健診での風疹抗体検査の実施状況について、「2022 年現在は実施数が少ない」ことが抽出された。また、「企業によって実施状況にばらつきがある」こと、「2019 年—20 年にかけて実施した企業が多かった」ことが明らかとなった。

② 実施を阻害する要因として、「法定健診と異なり、受診勧奨に法的根拠が乏しい」こと、そして「制度が複雑であること」、「企業や対象者に制度が周知されていないこと」が挙げられた。

法的根拠が乏しい点については、「健診機関から職員の抗体検査を勧めても希望しない企業がある」こと、「個人情報保護の点から法定外項目である風疹抗体検査の実施は望ましくないと考える企業がある」こと、「他の性・年齢に配慮した公平性の観点で、対象者だけでなく全従業員に実施したいと考える事業者がいる」ことが挙げられた。

制度が複雑であることについては、特にクーポン券について、「クーポン券を紛失した、あるいは忘れた対象者に抗体検査ができない」、「クーポン券有効期間が長いと受診者は後回しにしやすい」という声が得られた。そのほか事例として「企業の独自の取組として、クーポン券を使わず全職員に抗体検査を実施した例で、対象世代のワクチン接種がクーポン券対象外になってしまった」ことがあった。また、2019 年の制度開始当初は、「受診者からクーポン券が届かないという問い合わせがあった」こと、「集合契約の準備に時間がかかり、風疹抗体検査の開始が遅れた」こと、「集合契約を締結せずに、健診機関で事務対応している場合もある」ことが挙げられた。

最後に、「企業や対象者に制度が周知されていない」ことが抽出された。健診機関からは、「企業や受診者向けの広報資材が不足している」こと、「企業や対象者に健診機関から制度を周知することは手間がかかる」ことも挙げられた。そのため、「行政主体で制度を周知しないと検査数を増やすのは難しい」という意見が抽出された。

③ 実施を促進する要因として、「風疹を事業継続のリスクとしてとらえている」こと、「先天性風疹症候群を女性が就労する上での脅威ととらえている」ことが挙げられた。こうした認識を持つ企業では、風疹対策を企業の社会的責任とみなしたり、経済産業省が主導する健康経営<sup>⑧</sup>と紐づけするなどし、積極的に風疹抗体検査を実施していた。実際の良好事例を以下に示す。健診機関からは、「健診受診案内に、対象者に風疹クーポン持参をうながす独自のリーフレットを同封している」、「健診機関から企業の健診担当者に周知を図った」という意見が出た。また、企業からは、「風疹を事業継続のリスクと認識して、事業者主導で風疹抗体検査を推進した」、「女性が多く、妊娠している社員もいることから、全社員が安心して働けるようにという視点で風疹抗体検査を推進した」、「企業内の衛生講話で制度の周知

を図った」、「健康保険組合から被保険者に周知を図った」、「未受診者を把握して毎年リマインダを送付している」、等の取り組みが挙げられた。

以上のヒアリング調査結果を踏まえ、啓発資料として、企業や勤労者向けの動画を作成した。動画コンテンツとして、(1) 健診で風疹抗体検査が受けられる制度を周知する内容、(2) 風疹対策を企業の社会的責任と位置付けて、対策のメリットを伝える内容、そして(3) 先天性風疹症候群当事者家族が対象者に向けて風疹抗体検査を呼びかける内容、とした。また、企業や対象者向けに、健康診断で原則自己負担なく風疹抗体検査が受けられる制度を周知するリーフレットを作成した。

## 第二部

### 質問票調査

#### A. 研究目的

風疹第5期定期接種の2022年からの3年間延長期間中に、対象者である勤労世代男性の風疹抗体検査の検査数を向上させるため、企業の風疹対策の現状を明らかにする。

#### B. 研究方法

調査対象は、総務省事業所母集団データベース令和3年経済センサス母集団情報に登録されている、日本全国の民営および公営事業所とした。事業所規模によって層別化し、①常用雇用者数1000人以上の事業所（以下、大企業）2076社および、②常用雇用者数50人以上999人以下の事業所（以下、中小企業）175,506社から、ランダムサンプリングにて①大企業1000社、②中小企業1000社を調査対象とした。

東京都ビジネスサービス株式会社に委託し、インターネットと紙媒体のハイブリッド形式で質問票調査を実施した。対象企業の風疹担当者に、説明文書、質問票、そして調査番号に紐づけされたログインIDとパスワードを郵送し、セキュリティで保護されたインターネット調査画面上で回答を依頼した。インターネットでの回答が困難な場合にのみ、紙媒体で質問票を返送するよう依頼した。2023年3月24日から3月31日までを調査期間とし、①大企業130社（回答割合13%）、②中小企業96社（同10%）より回答を得た。

#### ■調査項目

質問票調査項目は、2020年厚生労働省による調査項目を参考とした（引用文献1）。さらに研究協力者として、大企業産業医（イオン株式会社 増田将史）、中小企業産業医（OHサポート株式会社 今井鉄平）、そして健診機関医（全日本労働福祉協会 主席研究員 長濱さつ絵）と共に連絡会を開催し、追加項目を確定した。以下に、主な項目を示す。

Q2. 風疹対策（第5期定期接種）制度※を知っていますか。 ※「43歳から60歳男性（1962年度生まれから1978年度生まれ）」を対象に、市区町村から無料のクーポン券が送られて、風疹の抗体検査や、抗体価が低かった場合には予防接種が受け

られる制度のことをいいます。（選択肢：知っている・知らない）

Q6. 「1962年度生まれから1978年度生まれ男性」職員に対する、風疹の抗体検査について、あてはまるものを1つ選んでください。（選択肢：既に大半の職員に実施している・一部の職員のみだが、実施している・実施していない）

Q7. 「1962年度生まれから1978年度生まれ男性」職員に対する、風疹の抗体検査を、健康診断や人間ドックの機会に、実施できる仕組みがあることを知っていますか。（選択肢：知っている・知らない）

Q8. 「1962年度生まれから1978年度生まれ男性」職員に対する、風疹の抗体検査の実施体制について、あてはまるものをすべて回答してください。（複数回答） [1. 健康診断や人間ドックの機会に、風疹抗体検査を提供している] [2. 個人単位で、医療機関等での抗体検査を推奨している] [3. 健康診断や人間ドックとは別に、職員向けの集団の抗体検査の機会を提供している] [4. 入社時や配属時に、抗体検査の機会を提供している] [5. 事業場以外健康保険組合等で、抗体検査の機会を提供している] [6. 事業場として風疹抗体検査の機会は設けていない]

Q10. 職員に対して風疹対策（第5期定期接種等）の周知をはかったことがありますか。あてはまるものをすべて回答してください。（複数回答） ※妊娠した女性が風疹に感染すると、先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。（先天性風疹症候群：耳がきこえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなる、精神や身体発達に遅れが生じるなどの生まれつきの障がい） [1. 職員に対して、先天性風疹症候群※を含め、風疹の教育を行ったことがある] [2. 職員に対して、風疹の予防接種や抗体検査を行うように呼びかけたことがある] [3. 事業場独自の風疹啓発イベントを実施したことがある] [5. 風疹対策の周知をはかったことはない] [その他]

Q11. 基本的な考え [1. 風疹対策は直ちに実施する必要がある] [2. 職員が風疹に感染するリスクは高い] [3. 職員および取引先に先天性風疹症候群を起こすリスクは高い] [4. 職員が風疹に感染すると、事業継続に支障が生じる]（選択肢：そうだ・ややそうだ・ややちがう・ちがう）

Q12. 風疹対策の実施にあたっての考えについて、あてはまるものを回答してください。 [1. 風疹対策の実施について、職場の理解を得るのが難しい] [2. 職場の風疹対策について誰に何を相談したらよいかわからない] [3. 風疹対策の制度が複雑で事業所だけの力で対応できそうにない] [4. 風疹対策について、行政から個別サポートしてほしい] [5. 風疹対策について、健診機関から個別サポートしてほしい] [6. 風疹対策について、産業医や保健師から個別サポートしてほしい]

い][7. 事業所の単独の判断でなく、全社で統一的な判断が必要][8. 事業所の単独の判断でなく、(健康保険組合等の)保険者の理解が必要][9. 他社の動向を見てから判断したい][10. 新型コロナウイルス感染症対策のため、風疹対策を行う余裕がない][11. 新型コロナウイルス感染症対策に絡めて風疹対策も行いたい][12. 健康診断や人間ドックの機会に風疹抗体検査も行いたい][13. 外部の医療機関で風疹抗体検査を受ける機会を提供したい][14. 健康診断の機会とは別に、従業員向けの風疹抗体検査の機会を提供したい][15. 抗体検査を受けた後の対応(予防接種など)が難しい][16. 抗体検査や予防接種などの、個人情報の取り扱いが難しい][17. 風疹対策の費用の企業負担が無いことが重要][18. 風疹対策は職場よりも、行政主体で実施するのがよい](選択肢: そうだ・ややそうだ・ややちがう・ちがう)

Q19. 次のそれぞれについて、風疹の第5期定期接種についての情報を、入手していましたか(複数選択)[1. 健康保険組合][2. 経済団体(商工会議所・経団連・同友会など)][3. 業界団体][4. 健診機関][5. 産業医、保健師、看護師][6. 社会労務士][7. 中小企業診断士][8. 健康経営アドバイザー][9. 厚生労働省][10. 都道府県][11. 市町村][12. 報道(ニュース、テレビ番組、新聞)][13. 労働衛生機関(産業保健推進センター、産業保健総合支援センター、中災防など)][14. グループ会社、親会社][15. 上記から情報は入手していない]

#### ■統計解析

各質問項目の記述統計量を要約した。

(倫理面への配慮)

「アンケート調査対象者への説明文」を調査対象者に提示し、同意を得られた場合のみ回答に進む形式とした。調査で得られた情報は個人と会社名を特定できない形でしか発表されないこと、また調査の目的以外には利用しないことを対象者全員に伝えた。本研究は、筑波大学医の倫理委員会からの承認を得ている(承認番号 1804, および 1782)。

#### C. 研究結果

研究結果として、**資料5**を添付する。「風疹第5期定期接種制度を知っている」と回答したのは大企業 95%、中小企業 76%であった。「風疹抗体検査を健診の機会に実施できる仕組みがあることを知っている」と回答したのは大企業 78%、中小企業 40%であった。また、「職員に対して風疹抗体検査を実施している」と回答した大企業は 70%、中小企業では 41%であった(選択肢: 既に大半の職員に実施している、および、一部の職員のみだが実施している、を合計)。「職員に対して、過去5年間に風疹の予防接種や抗体検査を行うように呼びかけたことがある」と回答した大企業は 67%、中小企業では 30%であった。

基本的な考えとして「風疹対策は直ちに実施す

る必要がある」と回答したのは全体で 80%(大企業は 86%、中小企業は 72%)であった。「健診の機会に風疹抗体検査も行いたい」と回答した大企業は 73%、中小企業は 78%であった。「新型コロナウイルス対策のため、風疹対策を行う余裕がない」と回答した大企業は 33%、中小企業は 46%であった。

「風疹第5期定期接種についての情報を入手していましたか」として、情報源を尋ねた。大企業では情報源として、厚生労働省 48%、市町村 37%、都道府県 34%と行政が最多であり、次いで産業保健スタッフ 27%、健診機関 23%、報道 23%であった。中小企業は、情報を入手していないという回答が 45%で最多であり、入手している情報源として多かった順は、市町村 26%、報道 26%、健保組合 14%であった。

#### D. 考察

本研究で明らかとなった、風疹第5期定期接種制度に基づく風疹抗体検査を職場の健診で実施する際の阻害要因と促進要因を踏まえて、今後の実施数向上策を以下に考察する。

阻害要因として、本研究では①風疹抗体検査受診勧奨の法的根拠が乏しいことと、②制度が複雑であること、そして③周知が不十分であることを明らかにした。

風疹抗体検査受診勧奨の法的根拠が乏しい点について、現行どおりの企業や健診機関の努力だけでは実施数向上に限界があると考えられた。事業者にとって、対象者への風疹抗体検査の受診勧奨は義務ではない。これは、風疹抗体検査の法的位置づけが、労働安全衛生法に基づく法定健診項目でなく、個人情報とされているためである。一般の健診項目は、労働安全衛生法に基づく事業者と労働者双方の実施義務があり、事業者が労働者に対して受診勧奨や事後措置を行う法的根拠がある。しかし、事業者が、法定外項目である風疹抗体検査を受診勧奨したり結果を活用するためには、個人情報保護法に基づく利用目的の通知と労働者の同意取得が必要となる。これについて増田は、従前より職場の風疹対策の妥当性を裏打ちする法整備の必要性を提言している(引用文献2)。具体的には、個人情報保護法の適用除外規定の「法令に基づく場合」として、労働安全衛生法や感染症法等で、事業者による抗体検査や予防接種歴の確認についての規定を設けることが望ましいとしている。事業者主導で風疹対策を推進することは、本研究の良好事例にみられる通り、対象者全員に風疹抗体検査を実施する高い効果が得られている。法整備により職場における抗体検査の責任の所在を明確にすることが、制度の推進に寄与する可能性がある。

2つ目の阻害要因として、制度が複雑であることが挙げられた。とくにクーポン券の紛失や忘れについての対応が問題となっていた。対象者の半数が、自宅に送付されたクーポン券に気づいていないことが先行研究で明らかになっている(引用文献3)。クーポン券がなくても抗体検査が受けられるようにするなど、柔軟な運用が実施数を向上させると考えられた。参考として、成人の新型コ

ロウイルスワクチン接種では、接種記録をスマートフォンのアプリケーションで管理する等の IT 技術が導入された。風疹についても、受診勧奨や接種記録の管理など、対象者の利便性を高める工夫の余地があると考えられる。

3 つ目の阻害要因として、制度の周知に課題があることが明らかとなった。本研究では、大企業も中小企業も 7 割以上が、「健診の機会に風疹抗体検査も行いたい」と考えていた。これは 2021 年厚生労働省の大企業（常用雇用者 1000 人以上）を対象とした全数調査結果（引用文献 2）とも一致していた。しかし、中小企業では、大企業とくらべて風疹第 5 期定期接種制度の認知度と実施割合がともに低く、制度の周知に課題があることが伺われた。中小企業で働く人々は、わが国の企業人口の 7 割（経済産業省、令和 3 年度経済センサス活動調査）を占める。中小企業に制度を周知することは重要と考えられた。新型コロナウイルス対策に関する先行研究（引用文献 4）によれば、中小企業向けの感染症に関する情報は、「正確な情報を一元化・簡潔にしてほしい」という要望があることがわかっている。本研究でも、対象者への周知について、行政主導で広く実施してほしいという職場の意見が集約された。今回開発した啓発資材等も活用し、今後さらに、風疹第 5 期定期接種制度の普及推進をはかる必要がある。

本研究で明らかとなった促進要因は、①風疹を事業継続のリスクとみなしていること、そして②先天性風疹症候群を女性が就労する上での脅威とみなしていること、であった。良好事例からは、感染症の事業継続計画や、女性活躍推進の取り組みと紐づけて風疹対策を推進している工夫が伺われた。さらに、健康経営®の評価項目にも風疹抗体検査が盛り込まれていることから、認証企業では率先して実施している傾向が伺われた。今後、企業の社会的責任と関連づけるなど、企業活動における風疹対策の位置づけを明示することで、風疹抗体検査の実施数を向上させる効果は大きいと考えられた。

## E. 結論

第 5 期定期接種制度推進にあたり、現状では法的位置づけの議論と、抗体検査の利便性向上、そして対象者への周知に改善の余地があることが明らかとなった。希望する対象者が簡便に風疹抗体を獲得できるよう、企業や健診機関の協力を得つつ、さらなる制度の改善と普及促進を図る必要があると考えられた。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

堀 愛. めざせ風疹排除！成功のカギは産業保健にあり へるすあっぷ 21 2023(2 月号) pp. 22-22

Sano Y, Hori A. 12-year observation of tweets about rubella in Japan: a retrospective infodemiology study. Plos One 18(5): e0285101 2023

### 2. 学会発表

堀 愛, 今井鉄平, 増田将史, 長濱さつ絵, 大畑茂子, 可児佳代. 産業保健の力で風疹排除を達成しよう. 第 95 回日本産業衛生学会自由集会/2022-5-27

## G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

## 謝辞

本研究の遂行にあたり、下記の企業と健診機関の協力を得た。

一般財団法人 君津健康センター・一般財団法人 京都工場保健会・一般財団法人 全日本労働福祉協会・一般社団法人 労働保健協会・医療法人社団七星会 カスガ メディカルクリニック・医療法人社団 同友会・公益財団法人 東京都予防医学協会・公益財団法人 北海道労働保健管理協会・東京ガス株式会社・東京都産業保健健康診断機関連絡協議会（都産健協）（敬称略・五十音順）

## 引用文献

1. 厚生労働省健康局 風疹のこれまでの対策について. 第 4 5 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第 5 5 回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）資料 令和 3 年 9 月 22 日 <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000834664.pdf>
2. 増田将史. 「職域における麻疹・風疹対策の課題ー産業医の立場から」小児科. 第 59 巻第 2 号. 183-187 頁. 2018 年 (2023 年 4 月 27 日アクセス)
3. Hori Ai et al. Factors associated with participation in an ongoing national catch-up campaign against rubella: a cross-sectional internet survey among 1680 adult men in Japan. BMC public health/21(1)/p. 292, 2021
4. 今井鉄平ら. 「中小企業における新型コロナウイルス対策への取り組みと望まれる支援ー企業経営者・担当者へのインタビュー調査結果からー」産業衛生学雑誌 2021 年 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/sangyoeisei/advpub/0/advpub\\_2021-004-E/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/sangyoeisei/advpub/0/advpub_2021-004-E/_article/-char/ja/)